

船舶事故調査報告書

令和5年3月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和4年9月1日 10時32分ごろ
発生場所	静岡県下田市所在の柿崎物揚場岸壁 下田港西防波堤灯台から真方位031°800m付近 （概位 北緯34°40.5′ 東経138°57.6′）
事故の概要	監督測量船しもだは、港湾施設の巡回中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和4年9月7日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	監督測量船 しもだ、22トン
船舶番号、船舶所有者等	133222、国土交通省
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船尾部外板に破口 岸壁 擦過傷
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南西、平均風速約4m/s 最大瞬間風速約 12m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中期 下田市には、8月31日20時20分に大雨注意報が発表され、本 事故時も継続中であつた。
事故の経過	<p>本船は、船長及び機関長が乗り組み、下田港内の国土交通省中部地方整備局清水港湾事務所下田港事務所（以下「下田港事務所」という。）が管轄する港湾施設（以下「関係港湾施設」という。）の監督、点検等を行う者（以下「監督補助者」という。）を乗せ、関係港湾施設を巡回する目的で、令和4年9月1日10時00分ごろ、下田港事務所の専用棧橋（以下「専用棧橋」という。）を離棧した。</p> <p>船長は、離棧前に、下田港内の風、波等を観測するとともに気象海象情報入手し、運航に支障はないと判断して、下田港事務所担当者に出航することを伝えた。</p> <p>本船は、建設中の下田港外防波堤及び下田港内東側の下田作業基地を巡回したのち、10時31分ごろ、下田市柿崎所在の港奥にある東から西北西に延びる柿崎物揚場岸壁（以下「本件岸壁」という。）西端付近に到着し、本船の船首を東方に向けて、本件岸壁の西端に設置された検潮所に接近し、監督補助者が、同検潮所を目視で点検した。</p> <p>船長は、雨及び風が強くなってきたのを認め、早く帰航する針路（南西方）に本船を向けようと思い、ふだんより本件岸壁に近いところで回頭することとした。</p>

本船は、船首を東北東方に向けて西方に後進し、右方に回頭を始めた際、強い南西風を右舷船尾方から受け、右に回頭しながら北東方に圧流され、船首が南西を向いた状態で、左舷船尾部が本件岸壁の北西端に衝突した。

船長は、衝突したとき衝撃を感じたものの、本船の防舷材が本件岸壁に接触したものと思ひ、左舷船尾部の状態を調べることなく、専用棧橋に向けて航行を開始した。

船長は、専用棧橋に着棧したのち、本船の状態を調べたところ、左舷船尾部に破口を認め、下田港事務所担当者に本事故の発生を報告した。

下田港事務所担当者は、本事故の発生を海上保安庁に通報した。

本船は、関係港湾施設を午前と午後毎日2回巡回していた。

船舶所有者は、本船の運航を下田ポートサービス株式会社に委託しており、船長及び機関長は、同社の職員であった。

船長は、令和4年5月1日から本船に乗船していた。

船舶所有者が定めた本船の運航要領の出航可否判断基準は、次のとおりであった。

出港判断の基準値

有義波高	平均風速	視界
1.0m以下	1.0m/s以下	1000m以下

本船出航時の風速は、平均約3m/s（下田港事務所の風向風速計）で、海上は平穏（船長の観測）であった。

分析
本船は、雨及び風が強くなる状況下、船長が、早く帰航する針路に本船を向けようと思ひ、船首を東北東方に向けて西方に後進し、ふだんより本件岸壁に近いところで右方に回頭を始めたことから、強い南西風を右舷船尾方から受け、右方に回頭しながら北東方に圧流され、左舷船尾部が本件岸壁北西端に衝突したものと考えられる。

原因
本事故は、本船が、雨及び風が強くなる状況下、船長が、早く帰航する針路に本船を向けようと思ひ、船首を東北東方に向けて西方に後進し、ふだんより本件岸壁に近いところで右方に回頭を始めたため、強い南西風を右舷船尾方から受け、右方に回頭しながら北東方に圧流され、左舷船尾部が本件岸壁北西端に衝突したものと考えられる。

再発防止策
船舶所有者及び下田ポートサービスは、事故の再発防止のため以下の対策を採った。

- ・船長又は機関長は、突風等の発生の可能性を把握するため、出航前、下田港事務所の海象計と風向風速計の記録を確認する。
- ・機関長は、旋回、離着岸等の際、周囲の状況確認を行う。
- ・船長は、運航中、海象及び気象が急変した場合、専用棧橋に帰航する。

今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、

	<p>次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、旋回等を行う場合、岸壁等から十分な距離を確保すること。・ 船長は、岸壁等に接触又は衝突した場合、船体の状態を直ちに調査すること。
--	--